


<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
C4-13	洗眼器及び点眼器

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
C4-13	全	洗眼器及び点眼器	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
F4-70、710	包装用容器		
F4-732	包装用容器(細口突出型・偏平)		
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
洗眼器	点眼器		
<b>定義</b>			
眼を洗浄したり眼薬を指す器具。			
	C4-13 登録 01089662 号 点眼容器		C4-13 登録 01164628 号 洗眼カップ
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
物品名が「包装用容器」で他に説明等のないものはF4-732に分類される。			
	F4-732 登録 01127118 号 包装用容器		
<b>分類付与運用メモ(など)</b>			
点眼器は内容物が入れ替え可能な物だけで、密閉タイプは包装用瓶(F4-732)に分類される。眼科で使用する洗眼受け皿も含む。 また、点眼器、包装用瓶のいずれかの判断は、物品名主導とする。物品名及び物品の説明の欄で「点眼器」であることが明らかなものはC4-13に分類される。			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			